債権者集会招集

平成２１年（フ）第２７６号
愛知県刈谷市桜町１丁目53番地　コーポさくら202号
破産者　内田　三夫
1　期日　平成24年１月16日午後２時25分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年11月16日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第２７４号
山口市宮野下1726番地　メゾンワイズ201号
破産者　岩脇　圭太
異議申述期間　平成23年12月22日まで
平成23年11月15日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８０３号
熊本市長嶺東６丁目15番１号
破産者　藏原　維範
異議申述期間　平成24年１月５日まで
平成23年11月15日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４１７０号
大阪市北区豊崎７丁目２番３号
破産者　ジェイ・エイ・エヌ・オペレーション有限会社
異議申述期間　平成24年１月13日まで
平成23年11月16日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２０７５号
東京都中央区日本橋浜町３丁目42番３号
清算株式会社　株式会社ウィズダム
代表清算人　嶋崎　　章
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第１０号
新潟市西区坂井東２丁目12番24号
清算株式会社　株式会社深雪建設
代表清算人　後藤　直樹
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
新潟地方裁判所第１民事部

更生計画変更計画認可

平成２０年（ミ）第１号
宮崎市大字本郷北方2485番地20
更生会社　株式会社アリサカ
1　決定年月日　平成23年11月11日
2　主文　本件更生計画変更計画を認可する。
3　理由の要旨　管財人から提出された更生計画変更計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
4　更生計画変更計画の要旨
第１　更生計画認可決定後の会社の概況（省略）
第２　更生計画の変更
１　原更生計画第２章、第２節、３について、次のように変更する。
「３　一般更生債権
一般更生債権については、確定一般更生債権額のうち金20万円までは100％を弁済し、金20万円を除した残額については、その１％を、５年間に分けて、１年目に0.4％、２年目以降0.15％ずつ、一般更生債権者に支払う。
また、さらに１％を一般更生債権者に支払い、残額について免除を受ける。」
２　原更生計画第３章、第４節、２、⑶及び⑷について、次のように変更する。
「⑶　清算弁済に返る弁済
現時点（平成23年７月末）において改めて精査したところ、平成26年３月31日以降の清算弁済の見込みがないため、債権者の利益を考え、清算弁済に代えて、以下の弁済を行う。
債権者ごとの確定一般更生債権額（注：「売却対象不動産」を有した債権者については、更生担保権弁済後の不足額も合算した確定一般更生債権額）から各20万円を控除した残額の１％を、平成23年12月31日限り支払う。
⑷　残額の免除
⑵の収益弁済により支払うことになっている金額及び⑶により支払うことになっている金額の合計を控除した残額について、⑶の弁済が完了したときに免除を受ける。」
第３　変更を必要とする理由（省略）
宮崎地方裁判所民事部

再生債権の特別調査期間

平成２３年（再）第４号
福岡県古賀市谷山942番地１
再生債務者　株式会社テヅカ
特別調査期間　平成23年12月２日から平成23年12月９日まで
平成23年11月11日
福岡地方裁判所第４民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第１号
長野県中野市大字更科468番地１
再生債務者　長野技研株式会社
1　決議に付する計画案　平成23年８月24日付け再生債務者提出の再生計画変更計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成23年12月22日午後４時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成23年12月15日まで
平成23年11月11日　　長野地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第１８７号
さいたま市桜区大字下大久保1049番地５
再生債務者　松村　　徹
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年12月６日まで
4　一般異議申述期間　平成23年12月20日から平成23年12月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第５９号
相模原市緑区東橋本２丁目13番２号　ダイアパレス橋本206号
再生債務者　加藤　惠子
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年12月６日まで
4　一般異議申述期間　平成23年12月20日から平成23年12月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（再イ）第２３８号
愛知県小牧市新小木３丁目20番地　愛知陸運社宅409号
再生債務者　藤本　　修
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年12月６日まで
4　一般異議申述期間　平成23年12月13日から平成23年12月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第２４３号
愛知県津島市藤里町２丁目21番地
再生債務者　大橋　正治
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年12月６日まで
4　一般異議申述期間　平成23年12月13日から平成23年12月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第２９８号
愛知県瀬戸市松原町２丁目65番地
再生債務者　赤穂　照雄
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年12月６日まで
4　一般異議申述期間　平成23年12月13日から平成23年12月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部